

特定施設の立地の誘導を図る地区に係る申出について（公告）

特定施設の立地の誘導を図る地区について、次のとおり新潟市長から申出があったので、新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例事務処理要綱第3条第2項の規定により公表する。

令和6年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 特定施設の立地の誘導を図る地区とすることが適当である地区計画の区域
長潟第一地区地区計画の区域（新潟市中央区長潟、姥ヶ山の各一部）
- 2 特定施設の立地の誘導を図る地区とすることが適当である理由
当該地区において、交流人口の拡大に資する施設等の立地による土地利用を図ることとしているため。
- 3 申出年月日
令和6年10月17日